

財産評価 ～公社債等②～

今回は、公社債の続きで、個人向け国債の評価について見ていきます。



3 個人向け国債

(1) 個人向け国債とは

個人向け国債とはその名の通り個人に購入してもらうことを目的としている国債です。

国債はその多くを銀行・郵便局・保険会社が保有しており、個人向け国債が導入された平成15年時点での個人の国債保有比率は約2.2%でした。その後一時は約4.5%まで伸びたのですが、平成23年末では全体の約3%となっています。個人向け国債を作った意味があまり効果はないのではないかと感じてしまいましたが、最近の国債の乱発を見ていると割合としては仕方ないのかと思います。

個人向け国債の特長は、①個人で買いやすいように最低1万円から購入できること、②発行から1年を経過すればペナルティの支払いはあるものの、額面で買取りをしてあげられます。

財産評価の上では後者に着目して評価方法が定められています。ちなみに個人向け国債の評価については財産評価基本通達には載っておらず、質疑応答事例に載っています。

(2) 個人向け国債の評価

(算式)

$$\text{評価額} = \text{額面金額} + \text{既経過利子相当額} - \text{中途換金調整額}$$



① 額面金額

文字通り額面金額です。ただし、個人向け国債はペーパーレス化されているため証書はありません。購入した金融機関等から送られてくる取引明細書等で金額を確認することになります。

② 既経過利子相当額

その時点で中途換金をした場合に受け取れるであろう利息の金額を計算します。実際に国債の利息を受け取る場合には利息の20%相当額を税金として差し引かれるのですが、中途換金の場合には所得という考え方をしませんので、差し引かれる税金は考慮しません。

③ 中途換金調整額

これが中途換金をする際のペナルティ金額相当になります。原則として直前2回分の利子相当額です。まだ2回分の利子を受け取っていない場合や、今までに何回か改正が行われていることで、同じ個人向け国債の評価でも課税時期により若干の計算方法の違いがあるのですが、大体2回分の利子相当額なんだという感じで押さえておけばよいでしょう。

4 裏ワザ?財務省HPの利用

財務省の個人向け国債のホームページには『個人向け国債シミュレーション』というページがあり、そこでは回数・中途換金をする日・換金する金額を入力すれば換金額を自動計算してくれます。概算の評価額を知るだけであればこれを利用するとよいでしょう。

5 相続税が課されない国債?

利子につかない代わりに相続税がかからない国債の導入が検討されたことがありました。国債の利子もバカにならないので検討をされたのですが、まだ導入はされていません。将来は・・・どうでしょう。

ワガメ『国債の8~9%を外国人投資家が保有しているの。国債の国際化ね。』

